令和８年（フ）第２５号
岩手県北上市中野町二丁目24番８号　ハイツすがわら103号
破産者　千田　憲一
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第２６号
岩手県花巻市若葉町二丁目６番１号
破産者　南部　雅宣
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第６７号
栃木県足利市小俣町569番地４
破産者　ラハマン　カジ　サデイク
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第１６０号
群馬県前橋市鳥取町845番地１
破産者　今井　　満
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１６８号
群馬県伊勢崎市宮子町1441－３　セゾン古久家101、住民票上の住所埼玉県児玉郡上里町大字七本木3379番地４
破産者　柳澤　宏明
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第８５号
金沢市泉本町２丁目74番地１　ジュピタルⅡ103号、従前の住所神奈川県横浜市青葉区あざみ野４丁目37番地８
破産者　田澤　祐作
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９９号
石川県かほく市高松ナ82番地２　アルエット102号、従前の住所石川県七尾市石崎町レ部91番地１
破産者　竹田　友輔
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１３３号
金沢市山科町へ24番地21、従前の住所金沢市窪７丁目344番地　エストリジエルＡ棟
破産者　木村　淳一
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１７２号
金沢市西念２丁目26番38号　ことじ101号、従前の住所金沢市泉２丁目４番13号
破産者　食彩居酒屋縁こと　宮崎　　駿
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２０３号
金沢市増泉３丁目４番35号　サンティール四季202号、従前の住所金沢市西都１丁目112番地　ロイヤルウエストⅢ203号
破産者　角田　雅子（旧姓木下）
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１０５号
長野市箱清水２丁目14番15号
破産者　小林　のり子
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１０６号
愛知県豊橋市西小鷹野四丁目６番地７　パークサイド西小鷹野２　201
破産者　大倉　憲次
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１７７号
京都市山科区上花山桜谷１番地２　パデシオン山科夢ヶ丘121号
破産者　佐藤　龍一
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和７年（フ）第５８０６号
大阪府吹田市江坂町２丁目１番64―705号
破産者　今村あやの
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６４７０号
大阪市西区江戸堀１丁目25番27―506号
破産者　清水　瑞希
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１３２９号
大阪府豊能郡豊能町光風台５丁目10番地の４
破産者　橋本　光幸
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１７３６号
大阪府吹田市南金田１丁目８番43―101号
破産者　堀川　裕子（旧姓中村）
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３０９号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番７―1202号、前住所大阪府摂津市鳥飼野々２丁目２番２―801号
破産者　木多幸治郎
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第１６２号
岡山県倉敷市寿町６番６号
破産者　佐藤　功治
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係